

ケアプランかんざき

居宅介護支援事業所概要

1. 当事業所は、兵庫県知事指定の指定居宅介護支援事業所です。

指定事業者番号 2873400820

2. 目的及び運営方針

要介護者等の依頼を受け利用する介護サービス等を紹介し、居宅サービス計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう、各事業所と連絡調整等を行います。

3. 事業内容

- (1) 居宅計画の作成
- (2) 各サービス事業所との連絡調整等
- (3) 利用者状況把握、サービス実施状況評価
- (4) 給付管理
- (5) 要介護認定申請に対する協力、援助
- (6) 相談業務
- (7) 医療と介護の連携強化

4. 職員体制及び実施地域

＜職員体制＞ 管理者(主任介護支援専門員) 1名 介護支援専門員 1名 事務員 1名(兼務)

＜実施地域＞ 神崎郡神河町、神崎郡市川町、朝来市生野町

5. 営業日及び営業時間

＜営業日＞ 月曜日～金曜日（土・日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

＜営業時間＞ 8時30分～17時15分

6. 料金、利用料について

料 金	1ヶ月当りの料金(取り扱い件数が45件未満)	
	要介護度 1・2	10,860 円
	要介護度 3・4・5	14,110 円
	〃 (取り扱い件数が45以上60件未満)	
	要介護度 1・2	5,440 円
	要介護度 3・4・5	7,040 円
	〃 (取り扱い件数が60件以上)	
	要介護度 1・2	3,260 円
	要介護度 3・4・5	4,220 円

利 用 料	介護保険適用となる場合、全額介護保険により支払われますので利用料の必要はありません。
-------	--

7. 虐待の防止について

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切に次の対応を図ります。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者:管理者 藤原 佳延子
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。

8. その他運営についての責務

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時に、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。

(2) ハラスメント対策の強化

男女機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、パワハラ・セクハラなどのハラスメントへの対策を行います。

(3) 個人情報の保護

個人情報の提供は最小限とし提供にあたっては、関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。